

福岡県公報

平成20年3月14日
第 2 7 9 7 号

目 次

告 示 (第415号—第423号)

道路の区域の変更	(道路維持課)	1
道路の供用の開始	(道路維持課)	1
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	2
道路の供用の開始	(道路維持課)	2
家畜伝染病の発生	(畜産課)	3
救急病院等の認定	(医療指導課)	3
県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課)	3
保安林の所在場所等	(治山課)	3
公 告			
福岡県都市計画審議会の開催	(都市計画課)	4
選挙管理委員会			
政治団体の平成16年分、17年分及び18年分収支報告書の要旨の一部			
訂正	(地方課)	4
公安委員会			
交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	12
警備員指導教育責任者講習の実施	(警察本部生活安全総務課)	12

告 示

福岡県告示第415号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月14日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
前 原	県 道	船 越 線 前 原	前	糸島郡志摩町大字西貝塚435番1先から 同郡同町大字西貝塚465番1先まで	9.3 ~ 11.0	111.0
			後	糸島郡志摩町大字西貝塚435番1先から 同郡同町大字西貝塚465番1先まで	9.3 ~ 22.0	111.0
北九州	県 道	岡 垣 線 遠 賀	前	遠賀郡遠賀町大字別府3268番先から 遠賀郡遠賀町大字今古賀474番2先まで	16.0 ~ 20.0	465.0
			前	遠賀郡遠賀町大字別府3268番先から 遠賀郡遠賀町大字今古賀474番2先まで	10.3 ~ 18.0	475.0
			後	遠賀郡遠賀町大字別府3268番先から 遠賀郡遠賀町大字今古賀474番2先まで	16.0 ~ 20.0	465.0

福岡県告示第416号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
前原	船越線	糸島郡志摩町大字御床1813番3先から 同郡同町大字御床1804番先まで
前原	船越線	糸島郡志摩町大字西貝塚435番1先から 同郡同町大字西貝塚465番1先まで
北九州	岡垣線	遠賀郡遠賀町大字別府3207番先から 遠賀郡遠賀町今古賀350番1先まで

福岡県告示第417号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	新植延木線	前	鞍手郡鞍手町大字新北2013番1先から 鞍手郡鞍手町大字中山2755番3先まで	8.0 ~ 20.0	610.0
			後	鞍手郡鞍手町大字新北2013番1先から 鞍手郡鞍手町大字中山2755番3先まで	10.0 ~ 20.0	
直方	県道	新延線	前	直方市大字植木2210番15先から 直方市大字植木2203番1先まで	9.5 ~ 28.0	422.0

	植木	後	直方市大字植木2210番15先から 直方市大字植木2203番1先まで	14.5 ~ 28.6	422.0
--	----	---	---------------------------------------	-------------------	-------

福岡県告示第418号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月14日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	浮羽石川内線	八女郡矢部村大字北矢部11060番1先から 八女郡矢部村大字北矢部11034番1先まで

福岡県告示第419号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年3月15日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	原海老津線	遠賀郡岡垣町大字手野356番1先から 同郡同町大字手野484番1先まで

福岡県告示第420号

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成20年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
ヨ－ネ病	牛	患畜	2頭	直方市大字永満寺1347番地73	20・2・22

福岡県告示第421号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院、救急診療所を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

医療機関の名称	所在地	有効期間
糸島医師会病院	前原市大字浦志532 - 1	平成20年3月16日から平成23年3月15日まで
医療法人有田病院	前原市前原西4 - 5 - 28	
医療法人井上会篠栗病院	糟屋郡篠栗町大字尾仲94	
医療法人徳洲会福岡徳洲会病院	春日市須玖北4 - 5	
福岡県済生会二日市病院	筑紫野市湯町3 - 13 - 1	
医療法人かつき会香月病院	朝倉市下浦715	
甘木中央病院	朝倉市甘木667	
田主丸中央病院	久留米市田主丸町益生田892	
富田病院	久留米市城島町四郎丸261	
聖マリア病院	久留米市津福本町422	
弥永協立病院	久留米市六ツ門町12 - 12	
医療法人社団高邦会高木病院	大川市大字酒見141 - 11	

柳病院	八女市吉田9 - 10
公立八女総合病院	八女市高塚540 - 2
落合脳神経外科医院	大牟田市大字吉野2013 - 1
医療法人垣生堂永田整形外科病院	大牟田市原山町1 - 1
福岡県済生会大牟田病院	大牟田市田隈810
杉循環器科内科病院	大牟田市大字田隈950 - 1
大牟田記念病院	大牟田市大字歴木1841
医療法人弘恵会ヨコクラ病院	みやま市高田町濃施394
医療法人ユーアイ西野病院	嘉麻市鴨生532
飯塚病院	飯塚市芳雄町3 - 83
鞍手町病院事業鞍手町立病院	鞍手郡鞍手町大字中山2437 - 1
小竹町立病院	鞍手郡小竹町大字勝野1191
川崎町立病院	田川郡川崎町大字川崎2430 - 1
糸田町立緑ヶ丘病院	田川郡糸田町3187
独立行政法人国立病院機構小倉病院	北九州市小倉南区春ヶ丘10 - 1

福岡県告示第422号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営本河内地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成20年3月14日から平成20年4月14日まで	赤村役場

福岡県告示第423号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定を
するので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告
示する。

平成20年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林の所在場所

糟屋郡久山町大字久原字花木原111の2、111の15、字首羅136の1、138の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る
市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び久山町役
場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

第201回福岡県都市計画審議会が次のように公開されるので、公告する。

平成20年3月14日

福岡県知事 麻生 渡

1 日時

平成20年3月31日 午後2時

2 会場

福岡市博多区吉塚本町13 - 50

福岡県吉塚合同庁舎 603A会議室

3 予定議案

小郡都市計画地区計画の決定（小郡市決定）に対する同意協議について

4 審議会の公開

本審議会の傍聴を希望する者は、審議会当日、会場にて開会の30分前から傍聴券を
交付するので、受付に申し込むこと。ただし、傍聴券に限りがあるため、申込多数の
場合は抽選となることがある。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支
報告書について、日本共産党門司・小倉地区委員会、麻生太郎後援会（麻生太郎と21世
紀の会）、西秀人後援会、豊山会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20
条第1項の規定に基づき公表した平成16年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成17年
12月14日福岡県選挙管理委員会告示第132号）、平成17年分の政治団体の収支報告書の
要旨（平成18年11月29日福岡県選挙管理委員会告示第110号）及び平成18年分の政治団
体の収支報告書の要旨（平成19年9月28日福岡県選挙管理委員会告示第137号）の一部
を、次のとおり改める。

平成20年3月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

平成16年分収支報告書の要旨中、麻生太郎後援会（麻生太郎と21世紀の会）の項を次
のとおり改める。

14 麻生太郎後援会（麻生太郎と21世紀の会）

報告年月日 平成17年02月24日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	85,828,817円
ア 前年からの繰越額	9,644,935円
イ 本年収入	76,183,882円
(2) 支出総額	77,062,676円

(3) 翌年への繰越額	8,766,141円			25,200円
2 本年收入・支出の内訳				小計 4,683,800円
(1) 収入の内訳				イ (ア) c 政治団体からの寄附
イ 寄附	71,500,000円			九州素准進会
(ア) 寄附 (内訳別掲)	71,500,000円			71,500,000円 飯塚市
c 政治団体からの寄附	71,500,000円			小計 71,500,000円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による	4,683,800円			3 資産等の内訳
(内訳別掲)				(10) 敷金 (支払先、金額、支払年月日)
カ その他の収入	82円			財団法人吉原町公会堂
(イ) 1件10万未満のもの	82円			1,620,000円 昭和60年09月24日
計 (本年收入額)	76,183,882円			(12) 借入金 (借入先、借入残高)
(2) 支出の内訳				麻生 太郎
ア 経常経費	43,368,909円			43,000,000円
(ア) 人件費	8,832,811円			飯塚信用金庫本店
(イ) 光熱水費	1,242,352円			4,000,000円
(ウ) 備品・消耗品費	7,042,521円			
(エ) 事務所費	26,251,225円			平成17年分収支報告書の要旨中、麻生太郎後援会 (麻生太郎と21世紀の会) の項を次のとおり改める。
イ 政治活動費	33,693,767円			13 麻生太郎後援会 (麻生太郎と21世紀の会)
(ア) 組織活動費	16,567,215円			報告年月日 平成18年02月22日
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	3,955,675円			1 収入・支出の総額
a 機関紙誌の発行事業費	3,955,675円			(1) 収入総額 87,638,406円
(オ) 寄附・交付金	5,000,000円			ア 前年からの繰越額 8,766,141円
(カ) その他の経費	8,170,877円			イ 本年收入 78,872,265円
計	77,062,676円			(2) 支出総額 80,045,890円
(内 訳)				(3) 翌年への繰越額 7,592,516円
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による				2 本年收入・支出の内訳
後援会の集い	4,658,600円			(1) 収入の内訳
手帳代				イ 寄附 74,000,000円

(ア) 寄附 (内訳別掲)	74,000,000円	イ (ア) a 個人からの寄附		
a 個人からの寄附	1,000,000円	小澤 和夫		
c 政治団体からの寄附	73,000,000円		1,000,000円	和歌山県和歌山市
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による (内訳別掲)	4,872,150円	小 計	1,000,000円	
カ その他の収入	115円	イ (ア) c 政治団体からの寄附		
(イ) 1件10万未満のもの	115円	九州素准会	60,000,000円	飯塚市
計 (本年收入額)	78,872,265円	福岡石門会		
(2) 支出の内訳			5,000,000円	嘉穂郡庄内町
ア 経常経費	41,341,256円	自由民主党福岡県窯業支部		
(ア) 人件費	6,134,530円		8,000,000円	飯塚市
(イ) 光熱水費	1,172,422円	小 計	73,000,000円	
(ウ) 備品・消耗品費	7,513,423円	3 資産等の内訳		
(エ) 事務所費	26,520,881円	(10) 敷金 (支払先、金額、支払年月日)		
イ 政治活動費	38,704,634円	財団法人吉原町公会堂		
(ア) 組織活動費	19,541,229円		1,620,000円	昭和60年09月24日
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	8,130,677円	(12) 借入金 (借入先、借入残高)		
a 機関紙誌の発行事業費	4,875,677円	麻生 太郎		
b 宣伝事業費	3,255,000円		40,000,000円	
(オ) 寄附・交付金	4,000,000円			
(カ) その他の経費	7,032,728円			
計	80,045,890円			
(内 訳)				
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による				
後援会の集い会費	4,842,000円			
手帳代	30,150円			
小 計	4,872,150円			
		平成18年分収支報告書の要旨中、日本共産党門司・小倉地区委員会の項を次のとおり改める。		
		166 日本共産党門司・小倉地区委員会		
		報告年月日 平成19年02月22日		
		1 収入・支出の総額		
		(1) 収入総額	69,713,638円	
		ア 前年からの繰越額	1,240,611円	
		イ 本年收入	68,473,027円	
		(2) 支出総額	63,938,356円	

(3) 翌年への繰越額	5,775,282円	小 計	30,802,492円	
2 本年收入・支出の内訳		イ (ア) a 個人からの寄附		
(1) 収入の内訳		青井 龍夫	100,000円	北九州市小倉北区
ア 個人の負担する党費又は会費 (1,050) 人	10,348,779円	安部 利昭	60,000円	北九州市若松区
イ 寄附	23,947,544円	荒牧 啓一	90,000円	北九州市小倉南区
(ア) 寄附 (内訳別掲)	23,947,544円	有馬 和子	150,000円	北九州市小倉南区
a 個人からの寄附	23,947,544円	有馬 正人	130,000円	北九州市小倉南区
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 (内訳別掲)	30,802,492円	今村 桂子	100,000円	北九州市門司区
カ その他の収入	3,374,212円	浦野 昂	250,000円	北九州市小倉北区
(イ) 1件10万未満のもの	3,374,212円	浦野 順子	200,000円	北九州市小倉北区
計 (本年收入額)	68,473,027円	江島 克己	150,000円	北九州市小倉南区
(2) 支出の内訳		大石 正信	200,000円	北九州市小倉北区
ア 経常経費	35,275,128円	小川 威亜	250,000円	北九州市小倉南区
(ア) 人件費	24,971,901円	勝野 宏三	100,000円	北九州市小倉南区
(イ) 光熱水費	866,942円	加藤 昌孝	150,000円	北九州市小倉南区
(ウ) 備品・消耗品費	976,553円	河辺 真史		
(エ) 事務所費	8,459,732円			
イ 政治活動費	28,663,228円			
(ア) 組織活動費	13,997,021円			
(イ) 選挙関係費	1,583,599円			
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	1,303,133円			
b 宣伝事業費	1,303,133円			
(オ) 寄附・交付金	11,779,475円			
計	63,938,356円			
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 (内 訳)	11,779,475円)			
オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 日本共産党福岡県委員会	30,802,492円			福岡市博多区

我那覇 東子	200,000円	北九州市八幡東区	高柳 奥之	200,000円	北九州市小倉南区
久保 由美	60,000円	北九州市小倉北区	谷原 勝義	200,000円	北九州市小倉南区
小西 京子	80,000円	北九州市小倉南区	谷原 照代	250,000円	北九州市小倉南区
小橋 弘子	100,000円	北九州市小倉南区	徳原 稔子	1,560,000円	北九州市小倉南区
古賀 三千人	100,000円	北九州市小倉北区	名取 妙子	120,000円	北九州市小倉南区
塩塚 茂嘉	240,000円	北九州市小倉南区	西 弘孝	150,000円	北九州市小倉南区
鳥居 淳一郎	100,000円	北九州市小倉北区	野瀬 秀洋	100,000円	北九州市門司区
下村 安憲	80,000円	北九州市門司区	橋本 和生	210,381円	北九州市門司区
住田 定夫	70,000円	北九州市小倉北区	原 博道	240,000円	北九州市小倉北区
大東 清美	60,000円	北九州市小倉北区	蓼沼 一郎	60,000円	北九州市小倉北区
高木 健康	80,000円	北九州市小倉南区	日野 三千人	70,000円	北九州市門司区
高崎 千代子	420,000円	北九州市小倉南区	深谷 岩男	100,000円	北九州市小倉南区
高瀬 鎌光	68,000円	北九州市小倉南区	福田 淑江	100,000円	北九州市小倉北区
高瀬 菜穂子	1,000,000円	大分県日田市	藤沢 加代	798,308円	北九州市小倉南区
	954,720円	北九州市小倉南区	藤原 洋子		

前野 宗俊	300,000円	北九州市若松区	北九州市門司区 94㎡贈与		
前田 憲徳	200,000円	北九州市小倉北区	(2) 建物(所在、床面積、取得価額、取得年月日)	0円	平成01年01月12日
森 裕文	200,000円	北九州市八幡東区	北九州市小倉北区		
八記 博春	90,000円	北九州市門司区	1階85.95㎡、2階57.02㎡	776,586円	昭和58年01月27日
柳井 貴子	713,000円	北九州市小倉北区	北九州市門司区		
三浦 久	231,400円	北九州市小倉南区	131㎡(61.5×2)	1,960,000円	昭和43年04月01日
吉坂 臣也	620,000円	北九州市小倉南区	北九州市門司区		
吉野 高幸	130,000円	北九州市門司区	28㎡贈与	0円	平成01年01月12日
渡辺 絢子	200,000円	北九州市小倉北区	平成18年分収支報告書の要旨中、麻生太郎後援会(麻生太郎と21世紀の会)の項を次のとおり改める。		
その他	58,400円	北九州市小倉北区	11 麻生太郎後援会(麻生太郎と21世紀の会)		
小計	11,503,335円		報告年月日 平成19年02月20日		
3 資産等の内訳	23,947,544円		1 収入・支出の総額		
(1) 土地(所在、面積、取得価額、取得年月日)			(1) 収入総額	87,123,771円	
北九州市小倉北区			ア 前年からの繰越額	7,592,516円	
171.86㎡			イ 本年収入	79,531,255円	
	18,123,414円	昭和58年01月27日	(2) 支出総額	82,333,298円	
北九州市門司区			(3) 翌年への繰越額	4,790,473円	
130㎡			2 本年収入・支出の内訳		
	990,736円	昭和42年03月30日	(1) 収入の内訳		
			イ 寄附	75,100,000円	
			ア 寄附 (内訳別掲)	75,100,000円	
			a 個人からの寄附	8,100,000円	

c 政治団体からの寄附	67,000,000円		1,000,000円	北九州市八幡東区
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による (内訳別掲)	4,430,150円	菅原 康夫		
カ その他の収入	1,105円		100,000円	北九州市八幡西区
(イ) 1件10万未満のもの	1,105円	高田 賢一郎		
計 (本年收入額)	79,531,255円	森田 光徳	1,000,000円	北九州市八幡東区
(2) 支出の内訳			1,500,000円	北九州市小倉北区
ア 経常経費	44,792,298円	小野 昭治		
(ア) 人件費	7,218,245円		1,000,000円	北九州市小倉北区
(イ) 光熱水費	1,188,001円	高宮 俊諦		
(ウ) 備品・消耗品費	7,402,289円		1,000,000円	北九州市八幡東区
(エ) 事務所費	28,983,763円	森川 満		
イ 政治活動費	37,541,000円		500,000円	北九州市八幡東区
(ア) 組織活動費	19,588,363円	菅原 了		
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	9,652,637円		1,000,000円	北九州市八幡西区
a 機関紙誌の発行业業費	4,450,047円	今浪 寅雄		
b 宣伝事業費	5,202,590円		1,000,000円	北九州市小倉南区
(オ) 寄附・交付金	5,300,000円	小 計	8,100,000円	
(カ) その他の経費	3,000,000円	イ (ア) c 政治団体からの寄附		
計	82,333,298円	福岡石門会		
(内 訳)			5,000,000円	嘉穂郡庄内町
ウ 機関紙誌の発行その他の事業による 後援会の集い会費	4,406,500円	九州素准会	48,000,000円	飯塚市
手帳代	23,650円	自由民主党福岡県第八選挙区支部	10,000,000円	飯塚市
小 計	4,430,150円	自由民主党福岡県窯業支部		
イ (ア) a 個人からの寄附			4,000,000円	飯塚市
芳賀 晟寿		小 計	67,000,000円	
		3 資産等の内訳		

(10) 敷金 (支払先、金額、支払年月日)
財団法人吉原町公会堂
1,620,000円 昭和60年09月24日

(12) 借入金 (借入先、借入残高)
麻生 太郎
37,000,000円

平成18年分収支報告書の要旨中、西秀人後援会の項を次のとおり改める。

550 西秀人後援会
報告年月日 平成19年01月09日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 136,373円
ア 前年からの繰越額 136,360円
イ 本年収入 13円
(2) 支出総額 88,200円
(3) 翌年への繰越額 48,173円

2 本年収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳
カ その他の収入 13円
(イ) 1件10万未満のもの 13円
計 (本年収入額) 13円
(2) 支出の内訳
イ 政治活動費 88,200円
(ア) 組織活動費 88,200円
計 88,200円

平成18年分収支報告書の要旨中、豊山会の項を次のとおり改める。

814 豊山会
報告年月日 平成19年02月26日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 7,505,942円
ア 前年からの繰越額 4,353,942円
イ 本年収入 3,152,000円
(2) 支出総額 5,906,824円
(3) 翌年への繰越額 1,599,118円

2 本年収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳
イ 寄附 3,152,000円
(ア) 寄附 (内訳別掲) 3,152,000円
a 個人からの寄附 2,842,000円
c 政治団体からの寄附 310,000円
計 (本年収入額) 3,152,000円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費 5,906,824円
(イ) 光熱水費 522,068円
(ウ) 備品・消耗品費 3,278,806円
(エ) 事務所費 2,105,950円
計 5,906,824円

(内 訳)

イ (ア) a 個人からの寄附
井上 薫 120,000円 田川市
今村 昭三 160,000円 田川市
上田 康藏 270,000円 福岡市早良区
柏木 正清 360,000円 田川市

加治 史朗	120,000円	田川市
神崎 五十雄	240,000円	田川市
公門 義尊	180,000円	田川市
空閑 暁紀雄	120,000円	田川市
崎山 京	120,000円	田川市
菅 守誠	100,000円	田川郡添田町
長谷川 龍一	360,000円	田川市
松本 忠靖	180,000円	田川市
松本 由紀子	100,000円	田川市
三浦 芳裕	120,000円	田川市
三好 哲夫	120,000円	田川市
その他	172,000円	
小 計	2,842,000円	
イ (ア) c 政治団体からの寄附		
自由民主党行橋京都支部	310,000円	行橋市
小 計	310,000円	

公安委員会

福岡県公安委員会規則第3号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成20年3月14日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1福岡県八女警察署の部辺春駐在所の項中「大字上辺春403番地2」を「大字上辺春393番地1」に改める。

附 則

この規則は、平成20年3月17日から施行する。

福岡県公安委員会告示第82号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

平成20年3月14日

福岡県公安委員会

1 講習の区分、期日、時間及び場所

(1) 法第2条第1項第2号に係る警備業務

講習期日	講習時間	講習場所
平成20年4月15日（火）から同年4月23日（水）までの間 （ただし、土、日曜日については休講とする。）	午前9時30分から午後5時30分まで（最終日の講習については午後0時10分までとし、その後修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 法第2条第1項第3号に係る警備業務

講習期日	講習時間	講習場所
平成20年5月8日(木)から同年5月15日(木)までの間 (ただし、土、日曜日については休講とする。)	午前9時30分から午後4時35分まで(最終日の講習については午後0時10分までとし、その後修了考査を実施する。)	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

2 受講定員

各講習30名

3 受講対象者

受講対象者については、受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務(以下「当該警備業務」という。)に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定(以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務に係る2級の検定(以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 受講申込みに必要な書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第1号) 1通

申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(2) 前記3に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

- ア 3(1)に該当する者
最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
 - イ 3(2)に該当する者
合格証明書(1級)の写し
 - ウ 3(3)に該当する者
合格証明書(2級)の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書
 - エ 3(4)に該当する者
旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し
 - オ 3(5)に該当する者
旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書
- 5 受講申込手続等
- (1) 受付期間
 - ア 前記1(1)の講習
平成20年4月2日(水)から同年4月4日(金)までの午前9時から午後6時までの間
 - イ 前記1(2)の講習
平成20年4月8日(火)から同年4月10日(木)までの午前9時から午後6時までの間
 - (2) 申込場所
北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター
 - (3) 申込方法等

